

農委第 11 号 松くい虫防除（特別伐倒駆除・破砕）紫雲寺地区その 1

業務委託 仕様書

第 1 適用範囲

- 1 この仕様書は、松くい虫の付着による被害を受けたマツの伐倒及び破砕又は焼却（以下「特別伐倒駆除」という。）の一連の作業に適用する。なお、この仕様書において、松くい虫とはマツの枯死の原因となる線虫類及び線虫類を運搬する昆虫類の総称とする。
- 2 受注者は、この仕様書によるほか、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、伐木造材作業基準（昭和 59 年林野第 27 号）等関係法令・通知で定めるところに従い、特別伐倒駆除を実施すること。
- 3 この仕様書に定めのない事項については、監督員の指示を受けること。

第 2 委託期間、場所

- 1 期間：契約日から令和 6 年 6 月 7 日まで
- 2 場所：新発田市 藤塚浜 地内（農委第 11 号実施区域図）

第 3 施工計画書の作成

- 1 発注者の指示を受け、受注者は着手前に被害木の位置等を十分把握するとともに、地形、林況、工作物等について調査の上、特別伐倒駆除の施工計画書を作成し、監督員に提出し、承認を受けること。
- 2 受注者は、承認を受けた施工計画書を遵守し、施工すること。
- 3 施工計画書には、次の事項について記載する。また、監督員がその他事項について求めた場合は、追記すること。
 - ① 委託概要
 - ② 実施工程表
 - ③ 現場組織表
 - ④ 安全管理(安全研修を含む。)について定めたもの
 - ⑤ 施工方法
 - ⑥ 緊急時の体制及び対応について定めたもの
 - ⑦ その他必要な事項

第 4 対象木の決定

被害木調査によるナンバーテープ等のマークのある被害木を伐倒駆除の対象とするが、マークのないマツの被害木を発見した場合や、ナンバーテープ等のマークはあるが、明らかに松くい虫による被害木でない松を発見した場合は、速やかに監督員に連絡し、指示を求めること。

第 5 伐倒作業

- 1 伐倒作業は、上下作業、近接作業になっていないかを確認し、障害物を除去し、安定した足場で行うこと。なお、被害木以外の樹木等に損傷を与えないよう、注意すること。
また、被害木は生立木と比較して幹に粘りが無くなり、折れやすくなることから、十分に注意し、安全作業に努めること。
- 2 伐倒後、調査時のナンバーテープを伐根に打ち、検査時に確認できるようにしておくこと。
- 3 枝払い作業は、かん木等障害物を除去し、安全を確認した上で実施すること。
- 4 材は 1.0～1.5m 程度に玉切り、足場を整え、安全を確保してから作業を行うこと。

第 6 破砕

- 1 被害木の破砕は、チップ片の厚さを15mm以下にすること。また、直径2cm以上の細い枝条も余さず集積及び破砕し、林地に感染源を残さないこと。
- 2 被害木を移動させる場合、新たな感染源となることを防止するため、移動の区域を定め、監督員と協議すること。また、「松材の移動・利用に関するガイドライン（平成26年8月1日付け治第449号）」を遵守すること。
なお、移動した被害木は速やかに破砕することとし、松くい虫が移動した先で羽化することの無いようにすること。
- 3 被害木の破砕に当たっては、資源の有効活用を図る上から、できるだけ全木を利用するように留意すること。

第7 連絡体制の確立

受注者は常に所在を明らかにし、監督員と常に連絡をとれる体制にすること。

第8 作業記録

- 1 記録写真は、特別伐倒駆除本数100本当たり1か所程度、破砕又は焼却処理を終えるまでの一連の作業を年月日、地名、テープナンバーを明記し撮影すること。
なお、全数量が100本以下の場合は、概ね3か所以上行うこと。
- 2 現場作業の記録は作業日ごとに、場所、作業内容、作業員氏名等、必要事項を記録し、整備すること。
- 3 被害木の伐倒作業が完了したものについては、調査時のナンバーテープを打った伐根写真を整備すること。
- 4 駆除完了後、地形図に駆除木ごとに位置、ナンバーを記入し、整理すること。
また、ナンバーテープはあるが伐倒駆除しなかった松についても同様に整理すること。
- 5 現地写真のなかで、着手前、作業中、竣工の写真は原則としてGNSSデータが確認できるものとする。

第9 履行届の提出

- 1 現場作業終了後、速やかに履行届を提出すること。
- 2 履行届を提出する際、第8で整備した作業記録を添付すること。

<その他>

- ・事業量に変更が生じた場合は、別紙「設計書」に基づき、事業費を再計算することとする。
- ・入札参加を希望する者は入札前に区域図等設計図を基に現場の地形、林況、工作物等について確認の上入札額を積算すること。
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会等の安全衛生団体等が実施するチェーンソー作業従事者特別教育について、「労働安全衛生規則第36条第8号に規定する特別教育」を修了した者を配置すること。

※ 契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※ 提出された入札書及び内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

農委第11号実施区域図

紫雲寺地区その1

赤く着色された場所

エリア：1～3、9、11～13

